

食安輸発0629第1号
平成24年6月29日

各検査所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産養殖ひらめ及びその加工品)

標記については、平成24年3月30日付け食安輸発0330第3号（最終改正：平成24年6月28日付け食安輸発0628第1号）にて通知したところです。

国内において、韓国産養殖ひらめを原因とする *Kudoa septempunctata* 食中毒事例が複数確認されたことから、同通知の別表1の韓国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
養殖ひらめ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する養殖業者が出荷した、活又は生鮮のもの（加熱加工用を除く。)	<i>Kudoa septempunctata</i> (クドア・セプテンpunkタータ)	別表2の8によること。	平成23年7月11日付け食安監発0711第1号「 <i>Kudoa septempunctata</i> の検査法について（暫定版）」によること。	1.0×10 ⁶ 個を超える <i>Kudoa septempunctata</i> 胞子が検出されるおそれがあるため。

を追加するので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。

なお、登録検査機関による検査命令の受託体制が整うまでの間は、自主検査にて対応することとし、自主検査での対応が困難な場合には行政検査にて対応することとするので、よろしく申し上げます。

また、本取り扱いを変更する期日については別途連絡することとします。